別　紙

1．～5．（略）

6．サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

（略）	
水道光熱費の支払方法	
前払金※の有無	□あり　□なし
（略）	
誓約事項	（略） 一　入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ～ニ　（略） ホ　入居者の入居後、施行規則第12条第１項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第２項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。 ヘ　（略） 二　（略）
（略）	

7．サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	□自ら管理　□管理業務を委託	
（略）		
その他計画的な修繕予定		
登録の更新の申請の日前一年間における入居者の数及び退去者の数	入居者の数	人
	退去者の数	人

※登録の更新の申請の日前一年間における入居者の数及び退去者の数は、法第５条第２項の登録の更新の申請をする場合に限り記入すること。

8．・9．（略）

別　紙

1．～5．（略）

6．サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

（略）	
前払金※の有無	□あり　□なし
（略）	
誓約事項	（略） 一　入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ～ニ　（略） ホ　入居者の入居後、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第２号）第12条第１項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第２項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。 ヘ　（略） 二　（略）
（略）	

7．サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方式	□自ら管理　□管理業務を委託
（略）	
その他計画的な修繕予定	

8．・9．（略）